

申請期限は8月15日まで カヌー等の無償譲渡の希望者を募集しています

社会教育スポーツ課では、カヌー等の無償譲渡の希望者を募集しています。希望する方は次の内容をご確認のうえ、お申し込みください。

○対象

- ・町民および町内団体
- ・ご自身で搬出・積み込み作業を行える方
※販売目的等ではなく、ご自身で活用いただく方に限ります。

○譲渡備品

- ・カヌー7艇(過去の事業で製作したもので、修繕が必要な状態)
- ・木製パドル8本
- ・プラスチック製パドル10本
- ・子ども用木製パドル1本

○申請方法

- ・町公式ホームページおよび中央公民館窓口を設置している無償譲渡申請書に必要事項を記入のうえ、中央公民館(〒041-1403 鹿部町

字宮浜311-2)へ提出してください。

- ・申請者多数の場合は、教育委員会で抽選し、譲渡者を決定します。
- ・申請の内容が不明な場合は、別途ヒアリングを実施する場合があります。
- ・結果と引渡日については後日、電話等で連絡します。

○申請期限

8月15日(金)まで

○留意事項

- ・製作してから20年程度経過しているため、不具合がある可能性があります。
- ・譲渡後に返品や修理の対応はできませんので、ご注意ください。

▼お問い合わせは、教育委員会社会教育スポーツ課社会教育・スポーツ振興係(中央公民館内：01372-7-3124)へ。

8月は北方領土返還要求運動強調月間 返還要求運動へ積極的な参加をお願いします

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島からなる北方四島の早期返還の実現は、道民はもとより国民の長年にわたる悲願です。

道では、昭和41年から北方領土問題の解決に向け、道民世論の結集を図り、国の外交交渉を積極的に後押しするため、旧ソ連邦が日本に対し宣戦を布告し、北方四島の占拠を開始した月である8月を「北方領土返還要求運動強調月間」として、重点的に返還要求運動を実施しています。

日露関係の現状は、ロシアによるウクライナ侵略の影響により厳しい状況にあり、北方領土交渉はもとより、北方四島交流等事業や日露共同経済活動の具体的な再開時期を見通すことは難しい状況にありますが、北方領土の1日も早い返還の実現に向け、道・市町村および関係団体等が相互に

連携して、北方領土問題に係る啓発活動等を展開することになりました。

北方領土問題についての理解をさらに深め、返還要求運動へ積極的に参加くださいますようお願いいたします。

なお、当町の取り組みとして、役場に署名窓口を設置しますので、署名にご協力をお願いします。

○実施期間

8月29日(金)まで

○署名窓口

役場庁舎1階 多目的スペース

▼お問い合わせは、役場総務・防災課総務係(01372-7-2111)へ。